

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年5月25日提出
【計算期間】	第10特定期間(自 2019年8月23日至 2020年2月25日)
【ファンド名】	先進国投資適格債券ファンド（為替ヘッジあり）
【発行者名】	アセットマネジメントＯｎｅ株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

日本を除く先進国の公社債に分散投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

取得時においてBBB格相当以上の格付けを有する公社債（以下「投資適格債券」）に投資を行います。

BBB格相当以上とは、S&Pグローバル・レーティング（S&P社）によるBBB - 格以上、またはムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's社）によるBaa3格以上の格付けをいいます。

* 組み入れた投資適格債券が、組み入れ後の格付けの低下によりBBB格相当以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することがあります。

投資適格債券のうち、普通社債、劣後債、国債等に投資を行います。

* 投資適格債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

* 劣後債とは、発行体に破産などの債務不履行事由が発生した場合に、通常の債券に比べ、債権者に対する債務の弁済（元金の返済）順位が劣る債券をいいます。

例えば、ある企業が普通社債と劣後債を発行している場合には、劣後債の利回りは普通社債の利回りに比べ一般的に高くなりますが、劣後債の債権者は普通社債の債権者よりも弁済順位が劣ります。

当ファンドにおいて先進国とは、国内経済が発展していると委託会社が判断する国・地域（例えば、米国、カナダ、英国、ドイツ、豪州など）をいいます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

メロン・インベストメンツ・コーポレーションが運用を行います。

当ファンドの運用の指図に関する権限の一部（有価証券等の運用の指図に関する権限）をメロン・インベストメンツ・コーポレーションに委託します。

メロン・インベストメンツ・コーポレーション
メロン・インベストメンツ・コーポレーションは、BNYメロン・グループの3社が統合し、2018年2月1日から業務を開始した運用会社です。米国ボストンに本社を置きます。2019年12月末現在で、5,453億米ドル（約59.7兆円、1米ドル＝109.56円で換算）の資産を受託しています。

市場環境を分析するトップダウン・アプローチと、個別銘柄を分析するボトムアップ・アプローチの双方に基づき、適切なリスク管理の下でポートフォリオを構築します。

ポートフォリオの構築にあたっては、為替ヘッジコストを考慮したうえで、相対的に高い利
 回りの確保を目指します。

年4回の決算時に、収益分配を行うことを目指します。

5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社
 と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追 加 型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ ¹
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を除く）	あり ² （フルヘッジ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	なし
不動産投信 その他資産 （ ）	年4回		
資産複合 （ ）	年6回 （隔月）		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 （毎月）		
	日々		
	その他 （ ）		

1 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

2 外貨建資産への投資にあたっては、為替フルヘッジを原則にしています。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本を除く）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

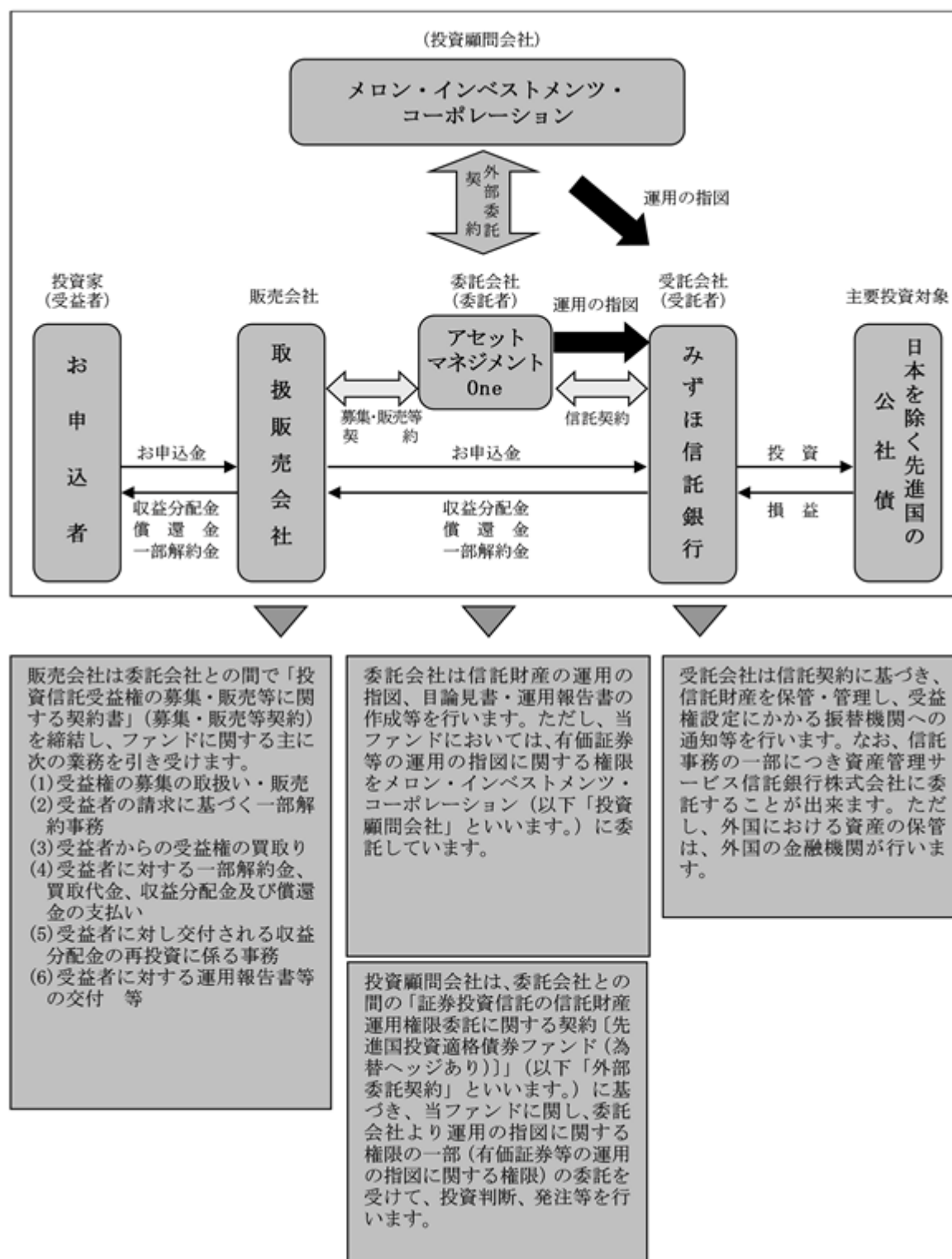
（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（2）【ファンドの沿革】

2015年3月2日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



資産管理サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。（以下同じ）

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2020年2月28日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2020年2月28日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とします。

2. 投資態度

- a. 主として日本を除く先進国の公社債に分散投資を行い、安定した利息収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。
- b. 投資を行う公社債の格付けについては、原則として取得時においてB B B格相当（S&Pグローバル・レーティングによるB B B - 格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービスによるB a a 3 格）以上の格付を得ている公社債（以下「投資適格債券」といいます。）に投資します。
- c. 組入れた投資適格債券について、取得後、格付けの低下によってB B B格相当以上でなくなった場合は、委託会社もしくは約款第20条の規定に基づき運用の指図に関する権限の一部の委託を受けた者の判断により信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することができるものとします。
- d. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- 為替ヘッジは、通常は為替予約取引を利用して行います。為替予約取引の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 外国為替予約」をご参照ください。
- f. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- g. 運用指図に関する権限の一部（有価証券等の運用の指図に関する権限）を、メロン・インベストメンツ・コーポレーションに委託します。

<参考> 公社債の格付けおよび主要投資対象のイメージ

	S&P社	Moody's社	
高い	AAA	Aaa	投資適格債券（投資適格格付け）
	AA	Aa	
格付け（信用力）	AA+	Aa1	主要投資対象
	AA	Aa2	
	AA-	Aa3	
	A+	A1	
	A	A2	
	A-	A3	
	BBB+	Baa1	
	BBB	Baa2	
	BBB-	Baa3	
	BB	Ba	高利回り債券（投機的格付け）
低い	BB+	Ba1	
	BB	Ba2	
	BB-	Ba3	
	B+	B1	
	B	B2	
	B-	B3	
	CCC+	Caa1	
	CCC	Caa2	
	CCC-	Caa3	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		

< 公社債の格付けとは？ >

公社債の元本、利息の支払いの確実性（信用力）の度合いを示すもので、上図のようにアルファベット等で表記されます。格付けは、格付け会社（S&P社、Moody's社等）によって行われています。S&P社の場合、「AA」から「CCC」までの格付けに「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリー内での相対的な強さを表しており、また、「+」と「-」の中間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

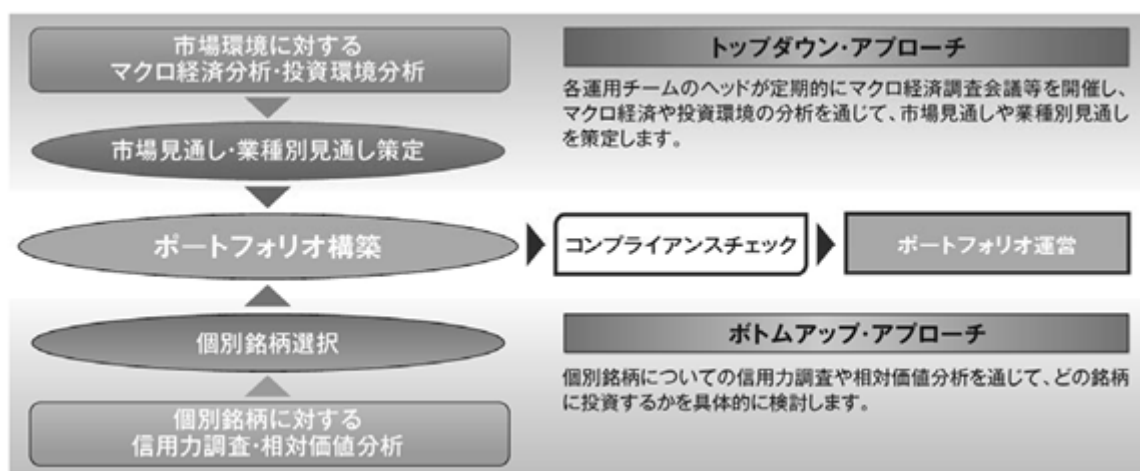
< 投資適格債券とは？ >

一般に、格付け会社によって格付けされた公社債のうち、“債務を履行する能力が十分にある”と評価された公社債をいいます。S&P社およびMoody's社による格付けでは、それぞれ、「BBB-」格以上、「Baa3」格以上の公社債がこれに該当します。

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、以下のプロセスにより日本を除く先進国の公社債に投資を行います。なお、当ファンドにおいては、委託会社より運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関する権限)の委託を受けたメロン・インベストメンツ・コーポレーションが、以下のプロセスを経て公社債への投資を行います。

- 市場環境を分析するトップダウン・アプローチと、個別銘柄を分析するボトムアップ・アプローチの双方に基づき、適切なリスク管理の下でポートフォリオを構築します。



上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a．有価証券
 - b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りします。）
 - c．金銭債権
 - d．約束手形（a．に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - a．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人が発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
- 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- 6．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りします。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得した株券
- 7．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．～７．の証券または証書の性質を有するもの
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16．外国の者に対する権利で15．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．から5．までの証券および8．の証券または証書のうち1．から5．までの証券の性質を有するものならびに10．の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、6．の証券および8．の証券または証書のうち6．の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9．の証券および10．の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

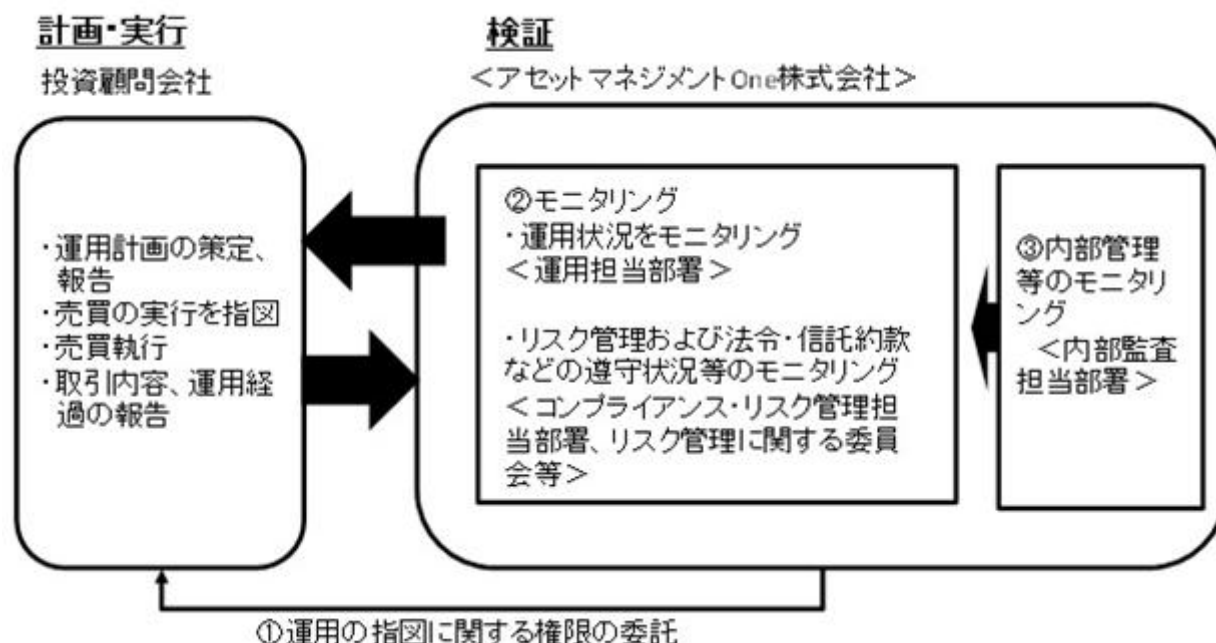
金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

a . ファンドの運用体制



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドはメロン・インベストメンツ・コーポレーションに運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関する権限)を委託します。

メロン・インベストメンツ・コーポレーションは外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b . ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2020年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

[メロン・インベストメンツ・コーポレーションの運用体制]

投資適格社債運用チームは、ポートフォリオ・マネージャー、クレジット・アナリスト等で構成され、すべてのメンバーが投資プロセスに関わるという、チーム・アプローチを最重要視しています。加えて、同チームの運用プロフェッショナルだけにとどまらず、メロン・インベストメンツ・コーポレーションの幅広いアクティブ債券運用チームとしっかりと融合して運営されています。チーム・アプローチを用いることにより、様々なチームメンバーや運用プロフェッショナルによる異なった判断や見通しが集約されており、このことがメロン・インベストメンツ・コーポレーションの優位性につながっています。

メロン・インベストメンツ・コーポレーションでは、顧客毎の投資ガイドライン、運用戦略上のガイドライン、適用されるベンチマークに対して各ポートフォリオ管理を実施しています。オペレーション業務を委託しているBNYメロン・ミドルオフィス・オペレーションズのサーベイランス担当部署により、各種ガイドラインの内容が登録され、プレ・トレード、ポスト・トレード双方にて、各ポートフォリオが各種ガイドラインに抵触することなく運営されていることを確認しています。実際にガイドライン違反が生じた際には、コンプライアンス担当部門（2019年12月末時点で27名）を通じて該当口座の運用責任者、顧客担当者への通知を行い、違反該当部分の訂正と顧客への連絡を最優先事項として実施します。そして、独立した位置付けである社内監査部門がこれらのプロセスを厳格に監査し、ガバナンス体制、リスク管理、社内管理が効果的に確立、実施されているかどうかを、経営陣に報告する役割を担います。

なお、上記の運用体制および組織の名称等については、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎計算期末（原則として2月、5月、8月および11月の各22日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、委託会社が配当等収益の水準や基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

- 1．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
- 2．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し、お支払いします。

（５）【投資制限】

a．約款で定める投資制限

株式（約款第17条、第21条および第22条）

- 1．委託会社は、株式への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使、株主割当または社債権者割当により取得するものに限り行うものとします。
- 2．委託会社が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 3．委託会社は、同一銘柄の株式への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券（約款第17条）

委託会社は、投資信託証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等（約款第23条）

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第32条）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約（約款第33条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第24条）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第25条）

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに「(2)投資対象1. から4.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定

する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 1. から4. 」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 1. から4. 」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（約款第27条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引および為替先渡し取引（約款第28条）

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付（約款第29条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り（約款第30条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2．前記1．の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（約款第31条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2．前記1．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4．前記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第39条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

- 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・ 当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・ 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託は預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

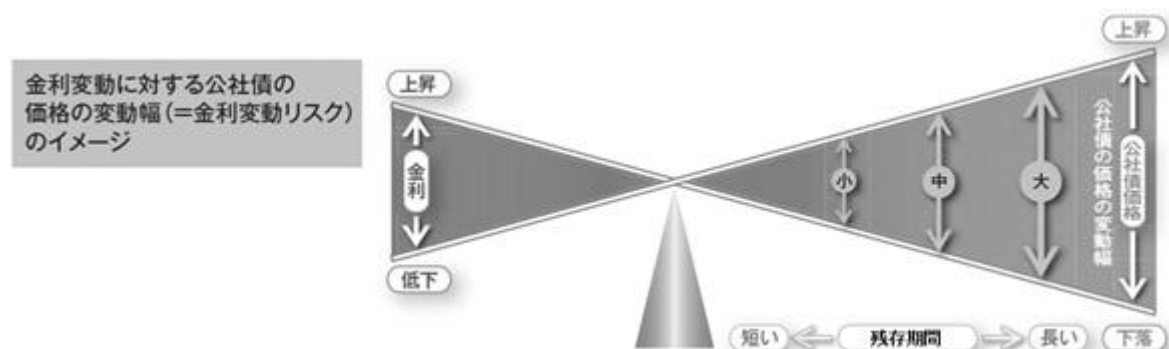
当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、当ファンドは相対的に高い利回りの確保を目指してポートフォリオを構築するため、比較的残存期間の長い公社債の組入比率が高くなる場合があります。残存期間の長い公社債は、残存期間の短い公社債に比べ、金利変動による公社債価格の変動が大きくなります。

<参考> 金利変動と残存期間の関係について



信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、組入れた公社債について、取得後、格付けの低下によってBBB - 格もしくはBaa3格以上でなくなった場合は、委託会社もしくはメロン・インベストメンツ・コーポレーションの判断により信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することがあります。また、当ファンドは、通常の債券に比べ返済（元利金の返済）順位が劣る劣後債を組み入れる場合があります。

為替変動リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

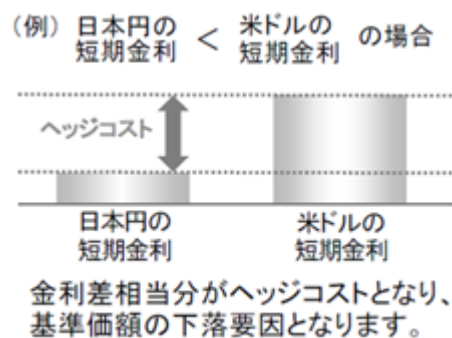
為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、為替ヘッジを行う通貨の短期金利が日本円の短期金利より高い場合、この短期金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

<参考> 為替ヘッジとヘッジコストについて

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。

通常、為替ヘッジを行う通貨の短期金利が円の短期金利より高い場合は、金利差相当分のヘッジコストがかかります。

例えば右図のように、米ドル建ての資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの短期金利が日本円の短期金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。



流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの投資先の国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、一部解約の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

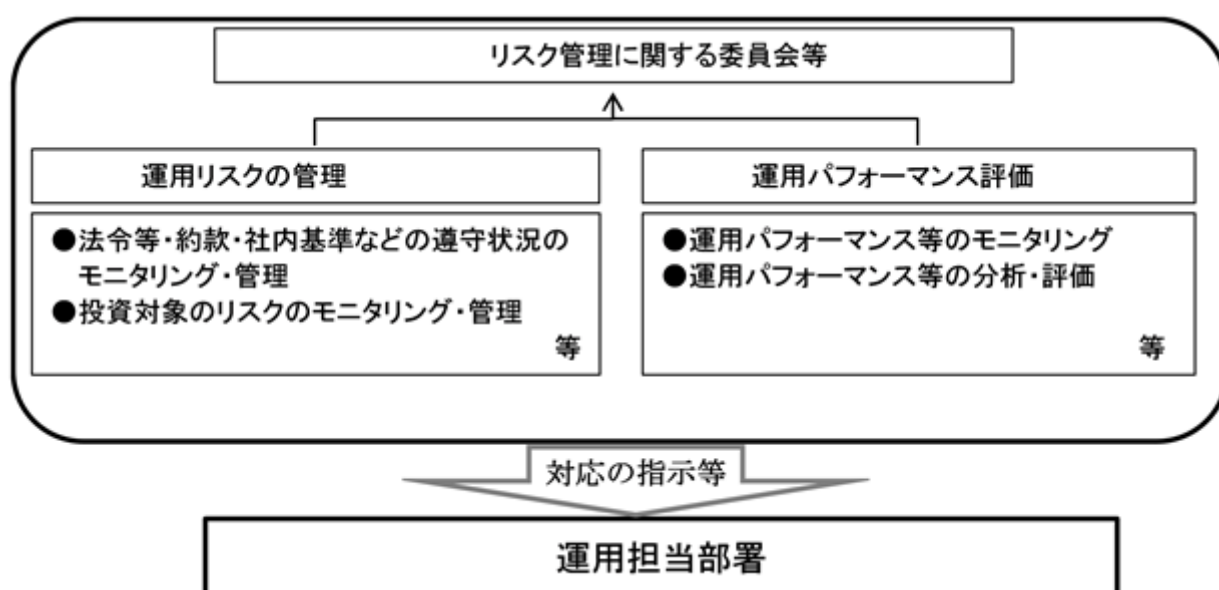
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2020年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、当ファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたメロン・インベストメンツ・コーポレーションは、以下の体制によりリスク管理を行います。

運用商品や運用プロセス、手数料など管理対象ごとにコミッティを設置し、運用・オペレーション・トレーディングの関係者のほか、監査・リスク管理グループおよびコンプライアンスが同席して定期的に委員会を開催しています。

また、リスク管理の専任部署であるリスク・マネジメント・オフィスが社内の関連部署と連携しながら、運用チームに対して下記のサポートを行います。

- ・社内および外部システムに基づくリスク・モニタリング
- ・新しいリスクフレームワークの開発・維持
- ・自社とサードパーティーの分析システムの管理

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

<参考情報>

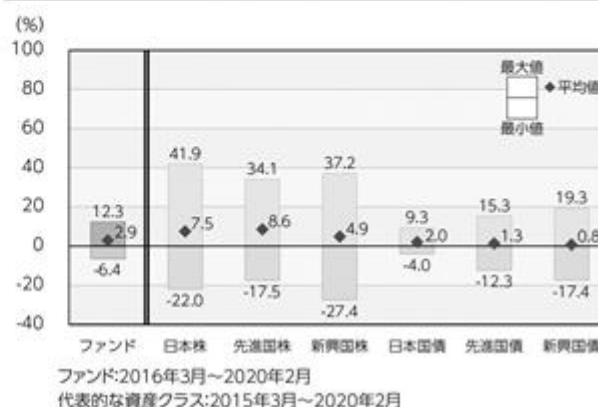
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料（受益権１口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.737%（税抜0.67%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）については、以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.42%	0.22%	0.03%

メロン・インベストメンツ・コーポレーションが受け取る当ファンドの外部委託契約にかかる報酬の額は、日々、当ファンドの信託財産の純資産総額に年0.20%の率を乗じて計算される金額とし、有価証券等の運用の対価等として、委託会社の受け取る報酬から支払期日毎に支払われます。

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）さ

れ、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.15%)をご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○ 個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合
NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が

一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

○ 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2020年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

令和2年2月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券		83,184,499	0.39
	内 ノルウェー	83,184,499	0.39
社債券		20,927,873,728	97.66
	内 アメリカ	16,980,328,263	79.24
	内 イギリス	987,452,216	4.61
	内 オランダ	703,970,082	3.28
	内 フランス	497,920,470	2.32
	内 カナダ	405,865,070	1.89
	内 スイス	340,337,824	1.59
	内 アイルランド	266,980,180	1.25
	内 ルクセンブルグ	206,619,039	0.96
	内 スペイン	142,063,215	0.66
	内 オーストラリア	139,422,861	0.65
	内 フィンランド	75,118,333	0.35
	内 ドイツ	49,304,729	0.23
	内 ノルウェー	47,188,500	0.22
	内 ケイマン諸島	45,969,444	0.21
	内 ガーンジー	39,333,502	0.18
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		418,788,416	1.95
純資産総額		21,429,846,643	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

令和2年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	CVS HEALTH CORP 3.7 03/09/23 アメリカ	社債券	211,747,050	105.22 222,815,915	105.37 223,126,896	3.7 2023/3/9	1.04
2	SIMON PROPERTY 2.0 09/13/24 アメリカ	社債券	186,031,000	100.94 187,787,516	101.09 188,069,964	2 2024/9/13	0.88
3	UBS GROUP FUNDING SWITZE 4.125 09/24/25 スイス	社債券	142,259,000	110.67 157,448,620	110.81 157,637,853	4.125 2025/9/24	0.74
4	CITIZENS FINANCIAL GROUP 4.3 12/03/25 アメリカ	社債券	126,938,800	111.26 141,243,955	110.87 140,749,517	4.3 2025/12/3	0.66
5	ABBVIE INC 4.05 11/21/39 アメリカ	社債券	127,485,950	111.00 141,512,706	109.75 139,920,065	4.05 2039/11/21	0.65
6	MICROSOFT CORP 2.375 02/12/22 アメリカ	社債券	136,787,500	101.73 139,159,319	101.90 139,390,047	2.375 2022/2/12	0.65

7	MICROSOFT CORP 3.3 02/06/27 アメリカ	社債券	126,391,650	110.11 139,181,619	110.08 139,139,565	3.3 2027/2/6	0.65
8	APPLE INC 2.85 05/06/21 アメリカ	社債券	136,787,500	101.57 138,944,518	101.63 139,019,637	2.85 2021/5/6	0.65
9	WALMART INC 4.25 04/15/21 アメリカ	社債券	131,316,000	102.91 135,143,783	103.02 135,291,631	4.25 2021/4/15	0.63
10	ROYAL BK SCOTLND GRP PLC 3.875 09/12/23 イギリス	社債券	125,844,500	105.90 133,273,221	105.76 133,102,247	3.875 2023/9/12	0.62
11	NUVEEN LLC 4.0 11/01/28 アメリカ	社債券	106,147,100	115.53 122,641,416	115.92 123,049,454	4 2028/11/1	0.57
12	PRINCIPAL FINANCIAL GROU 3.1 11/15/26 アメリカ	社債券	114,901,500	106.36 122,213,072	106.53 122,406,177	3.1 2026/11/15	0.57
13	CITIGROUP INC 01/29/31 アメリカ	社債券	113,260,050	101.61 115,093,386	101.85 115,365,937	2.666 2031/1/29	0.54
14	CIGNA CORP 4.375 10/15/28 アメリカ	社債券	100,456,740	113.25 113,772,229	112.94 113,461,786	4.375 2028/10/15	0.53
15	ALEXANDRIA REAL ESTATE E 4.3 01/15/26 アメリカ	社債券	98,487,000	112.36 110,664,130	112.05 110,360,219	4.3 2026/1/15	0.51
16	PHILLIPS 66 PARTNERS LP 3.75 03/01/28 アメリカ	社債券	101,769,900	106.46 108,348,558	107.11 109,014,438	3.75 2028/3/1	0.51
17	CREDIT AGRICOLE SA 01/10/33 フランス	社債券	98,487,000	108.63 106,996,218	108.17 106,537,573	4 2033/1/10	0.50
18	ANHEUSER-BUSCH CO/INBEV 4.9 02/01/46 アメリカ	社債券	86,449,700	125.37 108,383,147	122.68 106,064,560	4.9 2046/2/1	0.49
19	BNP PARIBAS 01/23/27 フランス	社債券	96,256,000	110.13 106,013,374	109.52 105,428,041	2.125 2027/1/23	0.49
20	BANK OF AMERICA CORP 04/25/28 アメリカ	社債券	93,248,000	109.20 101,827,403	108.57 101,246,841	1.662 2028/4/25	0.47
21	CITIGROUP INC 01/10/28 アメリカ	社債券	91,374,050	110.05 100,559,090	110.05 100,565,362	3.887 2028/1/10	0.47
22	HEALTHCARE TRUST OF AMERICA 3.75 07/01/27 アメリカ	社債券	91,374,050	109.16 99,748,184	109.37 99,940,704	3.75 2027/7/1	0.47
23	US BANCORP 0.85 06/07/24 アメリカ	社債券	96,256,000	103.78 99,899,000	103.60 99,730,677	0.85 2024/6/7	0.47
24	PEPSICO INC 3.0 10/15/27 アメリカ	社債券	90,279,750	108.04 97,544,375	108.34 97,813,075	3 2027/10/15	0.46
25	GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.75 05/22/25 アメリカ	社債券	90,279,750	108.03 97,533,872	108.32 97,794,060	3.75 2025/5/22	0.46
26	LLOYDS BANKING GROUP PLC 3.9 03/12/24 イギリス	社債券	90,826,900	107.67 97,797,971	107.66 97,787,114	3.9 2024/3/12	0.46

27	PHILIP MORRIS INTL INC 2.5 11/02/22 アメリカ	社債券	95,204,100	102.22 97,326,862	102.60 97,685,495	2.5 2022/11/2	0.46
28	PNC FINANCIAL SERVICES 2.2 11/01/24 アメリカ	社債券	94,109,800	102.56 96,519,394	102.52 96,489,958	2.2 2024/11/1	0.45
29	JPMORGAN CHASE & CO 01/23/29 アメリカ	社債券	88,091,150	108.78 95,833,206	108.83 95,874,021	3.509 2029/1/23	0.45
30	LINCOLN NATIONAL CORP 4.0 09/01/23 アメリカ	社債券	87,544,000	107.86 94,425,796	107.68 94,269,916	4 2023/9/1	0.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年2月28日現在

種類	投資比率（％）
特殊債券	0.39
社債券	97.66
合計	98.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（令和2年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1特定期間末 （平成27年 8月24日）	8,470	8,547	0.9411	0.9496
第2特定期間末 （平成28年 2月22日）	8,684	8,762	0.8968	0.9048
第3特定期間末 （平成28年 8月22日）	7,231	7,298	0.9788	0.9878
第4特定期間末 （平成29年 2月22日）	9,125	9,259	0.9188	0.9323
第5特定期間末 （平成29年 8月22日）	16,649	16,793	0.9284	0.9364
第6特定期間末 （平成30年 2月22日）	20,239	20,386	0.8900	0.8965
第7特定期間末 （平成30年 8月22日）	18,791	18,953	0.8714	0.8789
第8特定期間末 （平成31年 2月22日）	17,200	17,360	0.8583	0.8663
第9特定期間末 （令和 1年 8月22日）	18,847	19,002	0.9148	0.9223
第10特定期間末 （令和2年2月25日）	21,491	21,642	0.9281	0.9346
平成31年2月末日	17,139	-	0.8593	-
3月末日	17,454	-	0.8793	-
4月末日	17,508	-	0.8797	-
令和1年5月末日	17,786	-	0.8778	-
6月末日	18,310	-	0.8997	-
7月末日	18,426	-	0.9021	-
8月末日	19,130	-	0.9182	-
9月末日	19,481	-	0.9124	-
10月末日	19,774	-	0.9105	-
11月末日	20,405	-	0.9107	-
12月末日	20,594	-	0.9130	-
令和2年1月末日	21,257	-	0.9264	-
2月末日	21,429	-	0.9259	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0135
第2特定期間	0.0170
第3特定期間	0.0185
第4特定期間	0.0240
第5特定期間	0.0200
第6特定期間	0.0135
第7特定期間	0.0145
第8特定期間	0.0150
第9特定期間	0.0155
第10特定期間	0.0115

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間	4.54
第2特定期間	2.90
第3特定期間	11.21
第4特定期間	3.68
第5特定期間	3.22
第6特定期間	2.68
第7特定期間	0.46
第8特定期間	0.22
第9特定期間	8.39
第10特定期間	2.7

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1特定期間	9,093,002,581	91,625,399
第2特定期間	1,798,019,672	1,115,528,745
第3特定期間	2,320,045,808	4,615,320,669
第4特定期間	3,716,001,905	1,172,685,911
第5特定期間	8,812,913,466	810,382,299
第6特定期間	5,756,660,694	949,533,923
第7特定期間	1,469,692,456	2,647,225,697
第8特定期間	849,914,284	2,373,963,176
第9特定期間	2,323,976,133	1,760,282,793
第10特定期間	4,014,936,011	1,461,905,867

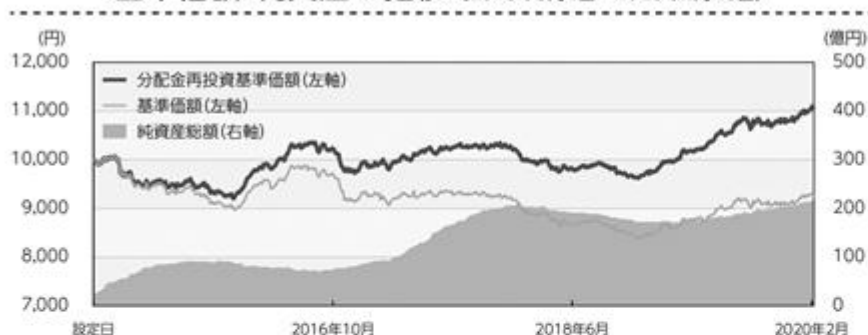
（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

データの基準日:2020年2月28日

基準価額・純資産の推移（2015年3月2日～2020年2月28日）



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
（設定日:2015年3月2日）

分配の推移（税引前）

2019年 2月	80円
2019年 5月	80円
2019年 8月	75円
2019年11月	50円
2020年 2月	65円
直近1年間累計	270円
設定来累計	1,630円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

資産の種類	比率(%)	順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
特殊債券	0.39	1	CVS HEALTH CORP 3.7 03/09/23	社債券	アメリカ	3.7	2023/3/9	1.04
内 ノルウェー	0.39	2	SIMON PROPERTY 2.0 09/13/24	社債券	アメリカ	2	2024/9/13	0.88
社債券	97.66	3	UBS GROUP FUNDING SWITZE 4.125 09/24/25	社債券	スイス	4.125	2025/9/24	0.74
内 アメリカ	79.24	4	CITIZENS FINANCIAL GROUP 4.3 12/03/25	社債券	アメリカ	4.3	2025/12/3	0.66
内 イギリス	4.61	5	ABBVIE INC 4.05 11/21/39	社債券	アメリカ	4.05	2039/11/21	0.65
内 オランダ	3.28	6	MICROSOFT CORP 2.375 02/12/22	社債券	アメリカ	2.375	2022/2/12	0.65
内 フランス	2.32	7	MICROSOFT CORP 3.3 02/06/27	社債券	アメリカ	3.3	2027/2/6	0.65
内 カナダ	1.89	8	APPLE INC 2.85 05/06/21	社債券	アメリカ	2.85	2021/5/6	0.65
内 その他	6.32	9	WALMART INC 4.25 04/15/21	社債券	アメリカ	4.25	2021/4/15	0.63
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1.95	10	ROYAL BK SCOTLAND GRP PLC 3.875 09/12/23	社債券	イギリス	3.875	2023/9/12	0.62
合計（純資産総額）	100.00							

年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2015年は設定日から年末までの収益率、および2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのお申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度に係る口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合（一部解約の請求金額が多額な場合などを含みます。）、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2015年3月2日から2025年2月21日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として毎年2月23日から5月22日まで、5月23日から8月22日まで、8月23日から11月22日まで、11月23日から翌年2月22日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年3月2日から2015年5月22日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託契約の解約

１．委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

ａ．信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

- b. やむを得ない事情が発生したとき。
 - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
2. 前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
- a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「 信託約款の変更等」および「 書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
 - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など

- 2．書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3．書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 5．この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し、お支払いします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- 1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3．当ファンドにおける委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、委託会社は、投資顧問会社に対する90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、2月と8月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（令和1年8月23日から令和2年2月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【先進国投資適格債券ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 令和1年8月22日現在	当期 令和2年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	81,321,042	71,054,801
コール・ローン	375,664,070	295,758,290
特殊債券	-	86,088,736
社債券	18,170,984,985	21,342,686,450
派生商品評価勘定	190,586,880	8,901,994
未収入金	215,760,497	37,951,240
未収利息	156,126,325	188,964,208
前払費用	15,163,067	2,885,020
その他未収収益	2,212,400	7,572,191
流動資産合計	19,207,819,266	22,041,862,930
資産合計	19,207,819,266	22,041,862,930
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	24,392,380	271,887,889
未払金	128,423,150	53,929,011
未払収益分配金	154,527,587	150,518,605
未払解約金	19,173,877	33,934,356
未払受託者報酬	1,488,350	1,777,611
未払委託者報酬	31,751,467	37,922,798
未払利息	751	-
その他未払費用	174,596	199,193
流動負債合計	359,932,158	550,169,463
負債合計	359,932,158	550,169,463
純資産の部		
元本等		
元本	20,603,678,387	23,156,708,531
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,755,791,279	1,665,015,064
（分配準備積立金）	1,978,043	162,358,554
元本等合計	18,847,887,108	21,491,693,467
純資産合計	18,847,887,108	21,491,693,467
負債純資産合計	19,207,819,266	22,041,862,930

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成31年2月23日 至 令和1年8月22日	当期 自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日
営業収益		
受取利息	315,014,591	334,301,695
有価証券売買等損益	1,427,712,895	539,805,344
為替差損益	228,877,824	232,909,300
その他収益	5,905,859	6,778,897
営業収益合計	1,519,755,521	647,976,636
営業費用		
支払利息	121,301	80,843
受託者報酬	2,861,115	3,380,108
委託者報酬	61,037,110	72,109,753
その他費用	1,738,169	1,896,259
営業費用合計	65,757,695	77,466,963
営業利益又は営業損失（ ）	1,453,997,826	570,509,673
経常利益又は経常損失（ ）	1,453,997,826	570,509,673
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,453,997,826	570,509,673
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	30,576,180	1,504,927
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,839,806,674	1,755,791,279
剰余金増加額又は欠損金減少額	237,002,106	129,898,653
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	237,002,106	129,898,653
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	261,997,077	347,208,879
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	261,997,077	347,208,879
分配金	314,411,280	260,918,305
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,755,791,279	1,665,015,064

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期
	自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２． デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３． その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月22日及び8月22日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和2年2月25日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期	当期
	令和1年8月22日現在	令和2年2月25日現在
１． 期首元本額	20,039,985,047円	20,603,678,387円
期中追加設定元本額	2,323,976,133円	4,014,936,011円
期中一部解約元本額	1,760,282,793円	1,461,905,867円
２． 受益権の総数	20,603,678,387口	23,156,708,531口
３． 元本の欠損	純資産額は元本を1,755,791,279円下回っております。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,665,015,064円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期	当期
	自 平成31年2月23日 至 令和1年8月22日	自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日
1. 分配金の計算過程	第17期計算期間（平成31年 2月23日から令和 1年 5月22日）末に、費用控除後の配当等収益（147,412,250円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（23,323,897円）、分配準備積立金（526,271円）より、分配対象収益は171,262,418円（1万口当たり85円）であり、うち159,883,693円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 第18期計算期間（令和 1年 5月23日から令和 1年 8月22日）末に、費用控除後の配当等収益（152,306,714円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（15,786,763円）、分配準備積立金（78,181円）より、分配対象収益は168,171,658円（1万口当たり81円）であり、うち154,527,587円（1万口当たり75円）を分配金額としております。	（自令和1年8月23日 至令和1年11月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（124,110,507円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（19,386,984円）及び分配準備積立金（1,917,431円）より分配対象収益は145,414,922円（1万口当たり65.85円）であり、うち110,399,700円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自令和1年11月23日 至令和2年2月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（165,460,173円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（132,239,918円）、信託約款に規定される収益調整金（26,393,870円）及び分配準備積立金（15,177,068円）より分配対象収益は339,271,029円（1万口当たり146.51円）であり、うち150,518,605円（1万口当たり65円）を分配金額としております。
2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 委託費用 17,695,420円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 20,574,157円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 平成31年2月23日 至 令和1年8月22日	自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは金融商品の為替変動リスクの低減を目的として為替予約取引を行っております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和1年8月22日現在	当期 令和2年2月25日現在
１． 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(１)有価証券 社債券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (２)デリバティブ取引 為替予約取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (３)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	---	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 令和1年8月22日現在	当期 令和2年2月25日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
特殊債券	-	5,622,909
社債券	924,888,275	608,147,845
合計	924,888,275	613,770,754

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	前期 令和1年8月22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買建	18,499,678,123	-	18,522,736,150	23,058,027
米・ドル	17,280,966,077	-	17,304,278,400	23,312,323
ユーロ	1,105,636,578	-	1,105,386,800	249,778
英・ポンド	94,996,618	-	95,013,450	16,832
オーストラリア・ドル	18,078,850	-	18,057,500	21,350
売建	37,151,426,523	-	37,008,290,050	143,136,473
米・ドル	34,684,042,991	-	34,571,207,100	112,835,891
ユーロ	2,236,540,570	-	2,211,054,250	25,486,320
英・ポンド	193,836,037	-	189,938,700	3,897,337
オーストラリア・ドル	37,006,925	-	36,090,000	916,925
合計	55,651,104,646	-	55,531,026,200	166,194,500

種類	当期			
	令和2年2月25日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	23,005,239,362	-	23,267,653,550	262,414,188
アメリカ・ドル	19,475,907,846	-	19,746,182,300	270,274,454
イギリス・ポンド	211,298,682	-	210,533,400	765,282
オーストラリア・ドル	37,076,175	-	36,622,500	453,675
ユーロ	3,280,956,659	-	3,274,315,350	6,641,309
買建	1,761,302,007	-	1,760,730,300	571,707
イギリス・ポンド	105,993,615	-	105,318,150	675,465
オーストラリア・ドル	18,369,350	-	18,322,500	46,850
ユーロ	1,636,939,042	-	1,637,089,650	150,608
合計	24,766,541,369	-	25,028,383,850	262,985,895

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１． 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２． 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３． 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期	当期
	令和1年8月22日現在	令和2年2月25日現在
1口当たり純資産額	0.9148円	0.9281円
（1万口当たり純資産額）	(9,148円)	(9,281円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年2月25日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	アメリカ・ドル	EQUINOR ASA 4.25 11/23/41	625,000.000	776,203.550	
	アメリカ・ドル	小計	625,000.000 (69,318,750)	776,203.550 (86,088,736)	
特殊債券 合計			69,318,750 (69,318,750)	86,088,736 (86,088,736)	
社債券	アメリカ・ドル	3M COMPANY 3.25 02/14/24	390,000.000	413,187.370	
		ABBOTT LABORATORIES 4.75 11/30/36	390,000.000	513,113.200	
		ABBVIE INC 2.9 11/06/22	450,000.000	463,730.260	
		ABBVIE INC 4.05 11/21/39	1,165,000.000	1,293,180.170	
		ABN AMRO BANK NV 4.75 07/28/25	730,000.000	815,008.500	
		AERCAP IRELAND CAPITAL 3.5 01/15/25	420,000.000	442,325.110	
		AETNA INC 3.5 11/15/24	325,000.000	346,541.400	
		AIRBUS SE 3.15 04/10/27	300,000.000	322,547.760	
		AKER BP ASA 3.0 01/15/25	275,000.000	278,708.180	
		AKER BP ASA 3.75 01/15/30	150,000.000	153,194.340	
		ALABAMA POWER CO 3.75 03/01/45	550,000.000	623,308.570	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE 3.95 01/15/28	200,000.000	222,308.440	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE E 4.3 01/15/26	900,000.000	1,011,277.810	
		ALLSTATE CORP 3.85 08/10/49	245,000.000	295,291.450	
		ALTRIA GROUP INC 4.4 02/14/26	395,000.000	439,634.260	
		AMAZON.COM INC 4.05 08/22/47	330,000.000	414,714.770	
		AMERICAN EXPRESS CO 3.125 05/20/26	225,000.000	241,492.670	
		AMERICAN EXPRESS CREDIT 3.3 05/03/27	500,000.000	543,302.030	
		AMERICAN INTL GROUP 3.3 03/01/21	400,000.000	405,609.040	
		AMERICAN INTL GROUP 4.2 04/01/28	305,000.000	346,192.300	
		AMERICAN TOWER CORP 3.375 10/15/26	185,000.000	197,560.750	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC 2.875 09/15/26	475,000.000	502,955.980	
		AMERISOURCEBERGEN CORP 4.25 03/01/45	250,000.000	280,918.430	
		AMGEN INC 2.6 08/19/26	375,000.000	391,134.680	

AMGEN INC 2.65 05/11/22	300,000.000	306,057.290	
AMGEN INC 4.663 06/15/51	463,000.000	574,774.400	
ANHEUSER-BUSCH CO/INBEV 4.9 02/01/46	790,000.000	990,433.590	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 4.75 01/23/29	400,000.000	474,179.260	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 8.2 01/15/39	300,000.000	498,824.780	
APPALACHIAN POWER CO 3.3 06/01/27	300,000.000	323,113.080	
APPALACHIAN POWER CO 4.45 06/01/45	450,000.000	549,028.150	
APPLE INC 2.85 05/06/21	1,250,000.000	1,269,711.400	
APPLE INC 2.9 09/12/27	400,000.000	426,351.820	
APPLE INC 3.0 06/20/27	300,000.000	321,797.220	
APPLE INC 3.0 11/13/27	320,000.000	343,464.750	
APPLE INC 4.375 05/13/45	245,000.000	311,229.580	
ARCHER DANIELS 3.375 03/15/22	585,000.000	604,839.230	
ASTRAZENECA PLC 3.5 08/17/23	625,000.000	661,513.790	
AT&T INC 3.8 02/15/27	265,000.000	289,562.750	
AT&T INC 4.0 01/15/22	420,000.000	438,220.520	
AT&T INC 4.5 05/15/35	425,000.000	493,301.650	
AT&T INC 4.9 08/15/37	425,000.000	511,356.160	
AT&T INC 5.45 03/01/47	250,000.000	321,849.900	
AT&T INC 5.55 08/15/41	390,000.000	509,794.080	
ATMOS ENERGY CORP 4.125 03/15/49	385,000.000	472,495.300	
AVALONBAY COMMUNITIES 3.3 06/01/29	350,000.000	383,832.290	
BAKER HUGHES LLC/CO-OBL 3.138 11/07/29	300,000.000	313,553.580	
BANK OF AMERICA CORP 02/07/30	340,000.000	382,905.300	
BANK OF AMERICA CORP 02/13/31	490,000.000	492,537.930	
BANK OF AMERICA CORP 03/05/24	465,000.000	488,119.310	
BANK OF AMERICA CORP 07/23/30	250,000.000	266,227.000	
BANK OF AMERICA CORP 10/22/25	525,000.000	538,025.280	
BANK OF AMERICA CORP 3.95 04/21/25	240,000.000	260,199.620	
BANK OF AMERICA CORP 4.0 04/01/24	225,000.000	244,282.650	
BANK OF NOVA SCOTIA 2.7 03/07/22	195,000.000	199,268.620	

BARCLAYS BANK PLC 2.65 01/11/21	460,000.000	463,549.230	
BARCLAYS PLC 05/07/25	310,000.000	329,629.820	
BARCLAYS PLC 4.375 01/12/26	700,000.000	777,076.190	
BAT CAPITAL CORP 3.222 08/15/24	375,000.000	392,402.250	
BB&T CORPORATION 2.75 04/01/22	175,000.000	178,743.930	
BERKSHIRE HATHAWAY ENERGY 3.25 04/15/28	422,000.000	455,939.030	
BERKSHIRE HATHAWAY ENERGY 4.5 02/01/45	405,000.000	499,456.960	
BERKSHIRE HATHAWAY FIN 4.25 01/15/49	410,000.000	520,889.000	
BERKSHIRE HATHAWAY INC 3.125 03/15/26	475,000.000	511,563.190	
BNP PARIBAS 01/13/31	500,000.000	516,813.650	
BOEING CO 2.8 03/01/24	100,000.000	103,208.460	
BOEING CO 3.45 11/01/28	135,000.000	146,442.000	
BP CAP MARKETS AMERICA 2.52 09/19/22	400,000.000	408,675.870	
BP CAP MARKETS AMERICA 3.41 02/11/26	250,000.000	271,397.040	
BP CAP MARKETS AMERICA 3.79 02/06/24	390,000.000	419,888.710	
BP CAP MARKETS AMERICA 3.796 09/21/25	410,000.000	451,679.960	
BP CAPITAL MARKETS PLC 3.535 11/04/24	400,000.000	433,066.220	
BRANCH BANKING & TRUST 3.8 10/30/26	675,000.000	751,809.030	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO 2.9 07/26/24	750,000.000	787,790.910	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO 3.25 02/20/23	500,000.000	522,507.080	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO 4.35 11/15/47	550,000.000	696,734.800	
BROADCOM CRP 3.875 01/15/27	375,000.000	394,616.810	
BROADCOM INC 3.625 10/15/24	195,000.000	205,463.300	
BURLINGTN NORTH SANTA FE 5.05 03/01/41	400,000.000	520,966.330	
BURLINGTON NORTH SANTA FE 4.7 09/01/45	125,000.000	158,926.180	
CAMERON LNG LLC 3.302 01/15/35	485,000.000	520,816.860	
CANADIAN NATL RAILWAY 3.65 02/03/48	455,000.000	535,033.180	

CAPITAL ONE FINANCIAL CO 3.75 04/24/24	395,000.000	423,577.170	
CAPITAL ONE NA 2.65 08/08/22	300,000.000	306,849.350	
CARRIER GLOBAL CORP 2.722 02/15/30	485,000.000	492,122.410	
CATERPILLAR FINL SERVICE 3.65 12/07/23	315,000.000	337,875.980	
CENOVUS ENERGY INC 4.25 04/15/27	325,000.000	349,635.220	
CENTENE CORP 3.375 02/15/30	125,000.000	125,628.100	
CENTENE CORP 4.625 12/15/29	275,000.000	295,638.750	
CENTERPOINT ENERGY INC 4.25 11/01/28	162,000.000	184,624.230	
CHARTER COMM OPT LLC/CAP 5.375 05/01/47	540,000.000	628,863.220	
CHENIERE CORP CHRISTI HD 3.7 11/15/29	525,000.000	541,264.760	
CHUBB INA HOLDINGS INC 2.7 03/13/23	800,000.000	826,641.180	
CIGNA CORP 3.25 04/15/25	550,000.000	579,037.890	
CIGNA CORP 4.375 10/15/28	918,000.000	1,039,680.430	
CIMAREX ENERGY CO 3.9 05/15/27	375,000.000	392,559.260	
CISCO SYSTEMS INC 2.95 02/28/26	250,000.000	268,441.550	
CITIGROUP INC 01/10/28	835,000.000	918,935.310	
CITIGROUP INC 01/29/31	1,035,000.000	1,051,753.510	
CITIGROUP INC 4.45 09/29/27	745,000.000	840,061.570	
CITIZENS FINANCIAL GROUP 4.3 12/03/25	1,160,000.000	1,290,724.260	
CK HUTCHISON INTL 19 LTD 3.25 04/11/24	400,000.000	420,822.250	
CLEVELAND ELECTRIC ILLUM 4.55 11/15/30	300,000.000	352,154.690	
CMS ENERGY CORP 4.875 03/01/44	300,000.000	385,458.320	
CMS ENERGY CORP 5.05 03/15/22	250,000.000	264,420.370	
COMCAST CORP 3.15 02/15/28	380,000.000	408,987.730	
COMCAST CORP 3.55 05/01/28	522,000.000	579,894.190	
COMCAST CORP 4.0 03/01/48	235,000.000	276,940.040	

COMCAST CORP 4.4 08/15/35	300,000.000	367,048.080	
COMCAST CORP 4.65 07/15/42	200,000.000	251,757.450	
COMCAST CORP 4.7 10/15/48	305,000.000	395,049.990	
CON EDISON CO OF NY INC 4.0 12/01/28	250,000.000	286,966.180	
CON EDISON CO OF NY INC 4.3 12/01/56	150,000.000	184,685.710	
CON EDISON CO OF NY INC 5.5 12/01/39	125,000.000	173,148.570	
CONAGRA BRANDS INC 3.2 01/25/23	450,000.000	464,191.490	
CONAGRA BRANDS INC 5.4 11/01/48	244,000.000	305,191.130	
CONCHO RESOURCES INC 3.75 10/01/27	275,000.000	292,027.860	
CONCHO RESOURCES INC 4.3 08/15/28	335,000.000	369,472.160	
CONCHO RESOURCES INC 4.875 10/01/47	230,000.000	276,211.110	
CONOCOPHILLIPS 6.5 02/01/39	190,000.000	285,978.400	
COOPERAT RABOBANK UA/NY 3.375 05/21/25	400,000.000	432,209.050	
COOPERATIEVE RABOBANK UA 3.875 09/26/23	250,000.000	268,288.600	
CORNING INC 4.375 11/15/57	30,000.000	33,515.040	
CORPORATE OFFICE PROP LP 3.7 06/15/21	175,000.000	178,149.540	
CRED SUIS GP FUN LTD 4.875 05/15/45	275,000.000	364,211.550	
CREDIT AGRICOLE SA 01/10/33	900,000.000	977,759.470	
CREDIT SUISSE GROUP AG 12/14/23	450,000.000	462,381.780	
CREDIT SUISSE NEW YORK 2.1 11/12/21	375,000.000	377,615.790	
CROWN CASTLE INTL CORP 3.15 07/15/23	433,000.000	450,187.980	
CROWN CASTLE INTL CORP 4.0 03/01/27	200,000.000	221,124.150	
CSX CORP 3.25 06/01/27	550,000.000	591,210.970	
CSX CORP 4.1 03/15/44	400,000.000	460,065.350	
CUBESMART LP 4.375 12/15/23	435,000.000	469,464.320	
CVS HEALTH CORP 2.625 08/15/24	225,000.000	231,498.010	

CVS HEALTH CORP 3.7 03/09/23	1,935,000.000	2,036,150.190	
CVS HEALTH CORP 4.3 03/25/28	555,000.000	618,843.530	
CVS HEALTH CORP 4.75 12/01/22	250,000.000	268,842.500	
CVS HEALTH CORP 5.125 07/20/45	375,000.000	466,760.580	
CYRUSONE LP/CYRUSONE FIN 2.9 11/15/24	490,000.000	498,249.150	
DAIMLER FINANCE NA LLC 3.7 05/04/23	555,000.000	585,344.530	
DELL INT LLC / EMC CORP 8.35 07/15/46	75,000.000	105,340.140	
DEUTSCHE TELEKOM INT FIN 3.6 01/19/27	400,000.000	433,008.620	
DH EUROPE FINANCE II 2.6 11/15/29	430,000.000	441,128.240	
DIAMONDBACK ENERGY INC 3.5 12/01/29	705,000.000	725,096.190	
DISCOVER BANK 2.7 02/06/30	300,000.000	303,472.330	
DISCOVER FINANCIAL SVS 3.75 03/04/25	400,000.000	431,096.220	
DOLLAR GENERAL CORP 3.25 04/15/23	550,000.000	574,510.210	
DOLLAR TREE INC 4.2 05/15/28	757,000.000	839,430.150	
DOMINION ENERGY GAS HLDG 3.0 11/15/29	450,000.000	468,364.320	
DOMINION ENERGY INC 4.25 06/01/28	480,000.000	544,419.780	
DOW CHEMICAL 4.8 11/30/28	190,000.000	222,680.840	
DTE ELECTRIC CO 3.75 08/15/47	400,000.000	464,055.610	
DTE ENERGY CO 3.5 06/01/24	350,000.000	370,179.210	
DUKE ENERGY CORP 2.4 08/15/22	400,000.000	405,739.780	
DUKE ENERGY CORP 3.75 09/01/46	540,000.000	591,351.490	
DUKE REALTY LP 3.375 12/15/27	525,000.000	568,163.990	
ECOLAB INC 4.35 12/08/21	352,000.000	368,480.730	
EDISON INTERNATIONAL 3.55 11/15/24	235,000.000	245,821.640	
EDP FINANCE BV 3.625 07/15/24	300,000.000	318,272.130	

ELI LILLY & CO 3.375 03/15/29	400,000.000	441,988.390	
ENEL FINANCE INTL NV 3.5 04/06/28	750,000.000	799,428.490	
ENERGY TRANSFER OPERATNG 3.75 05/15/30	335,000.000	345,996.070	
ENERGY TRANSFER OPERATNG 6.25 04/15/49	250,000.000	303,259.840	
ENERGY TRANSFER PARTNERS 4.5 04/15/24	125,000.000	135,059.930	
ENTERGY LOUISIANA LLC 4.0 03/15/33	328,000.000	388,027.450	
ENTERGY TEXAS INC 4.0 03/30/29	395,000.000	450,346.510	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 2.8 01/31/30	550,000.000	560,982.890	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 5.1 02/15/45	250,000.000	309,186.320	
EOG RESOURCES INC 3.9 04/01/35	450,000.000	526,794.840	
EPR PROPERTIES 4.5 04/01/25	150,000.000	162,947.800	
EPR PROPERTIES 4.5 06/01/27	300,000.000	332,288.900	
ERAC USA FINANCE LLC 2.7 11/01/23	700,000.000	719,662.530	
ERAC USA FINANCE LLC 7.0 10/15/37	200,000.000	297,852.770	
ERP OPERATING LP 3.25 08/01/27	260,000.000	282,247.360	
ERP OPERATING LP 3.375 06/01/25	350,000.000	376,833.720	
ESSEX PORTFOLIO LP 3.0 01/15/30	425,000.000	448,325.310	
ESTEE LAUDER CO INC 2.375 12/01/29	375,000.000	387,508.840	
EVERSOURCE ENERGY 4.25 04/01/29	190,000.000	219,624.330	
EXELON CORP 4.45 04/15/46	570,000.000	687,684.420	
EXELON GENERATION CO LLC 4.25 06/15/22	315,000.000	330,055.850	
FEDEX CORP 3.4 02/15/28	250,000.000	266,441.260	
FEDEX CORP 5.1 01/15/44	200,000.000	233,768.990	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION 3.75 05/21/29	115,000.000	129,080.050	
FIRST REPUBLIC BANK 02/12/24	250,000.000	251,627.820	

GE CAPITAL CORP 5.875 01/14/38	469,000.000	613,916.080	
GE CAPITAL INTL FUNDING 4.418 11/15/35	458,000.000	524,848.300	
GENERAL MOTORS 4.2 10/01/27	265,000.000	281,311.990	
GENERAL MOTORS FINL CO 4.15 06/19/23	405,000.000	427,295.610	
GILEAD SCIENCES INC 4.75 03/01/46	255,000.000	324,594.480	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 06/05/23	525,000.000	537,829.650	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 10/31/38	300,000.000	346,717.530	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 2.6 02/07/30	275,000.000	277,805.000	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.5 11/16/26	290,000.000	310,170.870	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.75 02/25/26	700,000.000	763,629.660	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.75 05/22/25	825,000.000	891,290.070	
HARTFORD FINL SVCS GRP 2.8 08/19/29	450,000.000	470,568.760	
HEALTHCARE REALTY TRUST 3.625 01/15/28	333,000.000	357,290.410	
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA 3.75 07/01/27	835,000.000	911,525.030	
HOME DEPOT INC 2.8 09/14/27	600,000.000	637,691.010	
HOME DEPOT INC 4.5 12/06/48	220,000.000	287,959.180	
HP ENTERPRISE CO 10/15/45	125,000.000	163,031.430	
HP ENTERPRISE CO 2.25 04/01/23	450,000.000	454,320.000	
HSBC HOLDINGS PLC 03/11/25	200,000.000	213,024.050	
HSBC HOLDINGS PLC 05/22/30	300,000.000	332,352.270	
HSBC HOLDINGS PLC 06/19/29	483,000.000	552,892.590	
HUSKY ENERGY INC 3.95 04/15/22	200,000.000	207,198.420	
IBM CORP 3.0 05/15/24	250,000.000	263,307.600	
IBM CORP 3.3 05/15/26	235,000.000	255,176.860	
ING GROEP NV 3.55 04/09/24	200,000.000	212,748.260	
ING GROEP NV 4.1 10/02/23	700,000.000	753,360.450	

INGERSOLL-RAND GL HLD CO 4.25 06/15/23	350,000.000	379,203.190	
INGERSOLL-RAND LUX FINAN 3.5 03/21/26	400,000.000	431,986.260	
INTEL CORP 2.45 11/15/29	475,000.000	487,473.540	
JOHN DEERE CAPITAL CORP 2.45 01/09/30	525,000.000	540,511.390	
JOHN DEERE CAPITAL CORP 2.8 07/18/29	395,000.000	419,335.700	
JOHN DEERE CAPITAL CORP 3.65 10/12/23	425,000.000	456,504.770	
JPMORGAN CHASE & CO 01/23/29	805,000.000	875,748.940	
JPMORGAN CHASE & CO 02/01/28	450,000.000	494,784.050	
JPMORGAN CHASE & CO 04/25/23	650,000.000	665,660.870	
JPMORGAN CHASE & CO 07/23/29	475,000.000	542,802.900	
JPMORGAN CHASE & CO 12/05/29	595,000.000	691,591.320	
KEURIG DR PEPPER INC 4.417 05/25/25	440,000.000	491,598.440	
KEYCORP 2.25 04/06/27	480,000.000	482,525.770	
KINDER MORGAN ENER PART 5.5 03/01/44	425,000.000	522,250.790	
KINDER MORGAN INC 3.15 01/15/23	275,000.000	285,095.390	
KINDER MORGAN INC DELAWA 5.55 06/01/45	230,000.000	287,977.180	
LINCOLN NATIONAL CORP 3.625 12/12/26	375,000.000	410,956.380	
LINCOLN NATIONAL CORP 4.0 09/01/23	800,000.000	862,887.660	
LLOYDS BANKING GROUP PLC 3.75 01/11/27	300,000.000	325,807.610	
LLOYDS BANKING GROUP PLC 3.9 03/12/24	830,000.000	893,703.480	
LOCKHEED MARTIN 4.7 05/15/46	200,000.000	268,683.120	
MARATHON OIL CORP 6.6 10/01/37	355,000.000	457,247.760	
MARATHON PETROLEUM CORP 6.5 03/01/41	275,000.000	381,191.610	
MARS INC 3.2 04/01/30	400,000.000	440,549.500	
MARSH & MCLENNAN COS INC 2.75 01/30/22	175,000.000	178,858.830	
MARSH & MCLENNAN COS INC 3.875 03/15/24	310,000.000	334,649.400	

MARSH & MCLENNAN COS INC 4.375 03/15/29	445,000.000	518,732.460	
MASTERCARD INC 2.95 06/01/29	400,000.000	429,439.220	
MCDONALD'S CORP 4.45 03/01/47	415,000.000	503,325.110	
MCDONALD'S CORP 4.875 12/09/45	430,000.000	548,699.270	
MEDTRONIC INC 3.15 03/15/22	800,000.000	826,196.110	
MEDTRONIC INC 4.625 03/15/45	57,000.000	76,171.540	
MERCK & CO INC 2.9 03/07/24	515,000.000	542,368.130	
MERCK & CO INC 3.4 03/07/29	190,000.000	211,400.370	
METLIFE INC 3.6 11/13/25	225,000.000	246,275.340	
METLIFE INC 4.05 03/01/45	250,000.000	299,758.360	
MICROSOFT CORP 2.0 08/08/23	425,000.000	433,361.840	
MICROSOFT CORP 2.375 02/12/22	1,250,000.000	1,271,674.310	
MICROSOFT CORP 3.3 02/06/27	1,155,000.000	1,271,878.090	
MICROSOFT CORP 4.45 11/03/45	395,000.000	520,118.580	
MORGAN STANLEY 04/24/24	650,000.000	687,129.250	
MORGAN STANLEY 07/22/28	630,000.000	686,861.220	
MORGAN STANLEY 3.625 01/20/27	600,000.000	653,994.970	
MORGAN STANLEY 5.0 11/24/25	375,000.000	430,666.410	
MPLX LP 4.25 12/01/27	185,000.000	199,654.470	
MPLX LP 5.2 03/01/47	245,000.000	275,965.940	
NAB 3.7 11/04/21	400,000.000	414,039.480	
NATIONAL RETAIL PROP INC 4.3 10/15/28	405,000.000	463,660.450	
NESTLE HOLDINGS INC 3.625 09/24/28	415,000.000	469,320.790	
NEWMONT GOLDCORP CORP 2.8 10/01/29	475,000.000	493,577.830	
NISOURCE FINANCE CORP 3.49 05/15/27	575,000.000	622,064.350	
NISOURCE FINANCE CORP 5.65 02/01/45	150,000.000	203,374.060	
NORDEA BANK ABP 3.75 08/30/23	451,000.000	477,550.170	
NORDEA BANK ABP 4.875 05/13/21	200,000.000	207,260.340	

NORFOLK SOUTHERN CORP 4.65 01/15/46	275,000.000	345,469.950	
NORTHROP GRUMMAN CORP 2.55 10/15/22	825,000.000	843,291.510	
NOVARTIS CAPITAL CORP 2.2 08/14/30	475,000.000	482,349.290	
NUTRIEN LTD 3.0 04/01/25	200,000.000	209,344.930	
NUVEEN LLC 4.0 11/01/28	970,000.000	1,120,729.380	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC 3.6 09/01/27	750,000.000	827,920.300	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 2.9 08/15/24	525,000.000	539,561.460	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 3.2 08/15/26	425,000.000	440,358.240	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 6.2 03/15/40	140,000.000	176,690.870	
ORACLE CORP 4.0 07/15/46	490,000.000	579,753.250	
PAYPAL HOLDINGS INC 2.65 10/01/26	315,000.000	325,449.720	
PEPSICO INC 2.625 07/29/29	420,000.000	444,080.590	
PEPSICO INC 3.0 10/15/27	825,000.000	891,386.050	
PFIZER INC 2.95 03/15/24	460,000.000	485,287.410	
PFIZER INC 3.2 09/15/23	445,000.000	471,359.170	
PFIZER INC 3.45 03/15/29	210,000.000	235,156.820	
PHILIP MORRIS INTL INC 2.5 11/02/22	870,000.000	889,398.360	
PHILLIPS 66 PARTNERS LP 3.75 03/01/28	930,000.000	990,117.500	
PLAINS ALL AMER PIPELINE 3.55 12/15/29	550,000.000	561,365.760	
PNC BANK NA 3.25 01/22/28	500,000.000	544,569.980	
PNC FINANCIAL SERVICES 2.2 11/01/24	860,000.000	882,019.510	
PPL CAPITAL FUNDING INC 3.95 03/15/24	700,000.000	749,818.040	
PPL CAPITAL FUNDING INC 4.0 09/15/47	400,000.000	447,735.540	
PRAXAIR INC 3.55 11/07/42	250,000.000	285,539.130	
PRINCIPAL FINANCIAL GROU 3.1 11/15/26	1,050,000.000	1,116,815.060	
PROGRESS ENERGY INC 6.0 12/01/39	165,000.000	230,766.040	
PROLOGIS LP 2.125 04/15/27	170,000.000	171,100.190	
PROLOGIS LP 2.25 04/15/30	315,000.000	314,978.390	

PRUDENTIAL FINANCIAL INC 3.935 12/07/49	274,000.000	313,506.590	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC 4.6 05/15/44	385,000.000	488,684.880	
PUBLIC SERVICE ENTERPRIS 2.65 11/15/22	560,000.000	572,537.380	
PUBLIC SERVICE ENTERPRIS 2.875 06/15/24	400,000.000	416,118.910	
REGENCY CENTERS LP 4.125 03/15/28	325,000.000	365,501.800	
REPUBLIC SERVICES INC 2.9 07/01/26	625,000.000	655,884.250	
REPUBLIC SERVICES INC 3.95 05/15/28	626,000.000	705,793.220	
RIO TINTO FIN USA LTD 3.75 06/15/25	371,000.000	408,347.180	
ROGERS COMMUNICATIONS IN 5.0 03/15/44	450,000.000	576,469.500	
ROYAL BANK OF CANADA 2.55 07/16/24	450,000.000	465,758.000	
ROYAL BANK OF CANADA 2.75 02/01/22	275,000.000	281,340.430	
ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 05/15/23	425,000.000	437,405.770	
ROYAL BK SCOTLND GRP PLC 05/18/29	365,000.000	427,272.180	
ROYAL BK SCOTLND GRP PLC 3.875 09/12/23	1,150,000.000	1,217,885.600	
SALESFORCE.COM INC 3.7 04/11/28	590,000.000	662,774.770	
SANTANDER UK GROUP HLDGS 2.875 08/05/21	200,000.000	203,154.630	
SEMPRA ENERGY 4.0 02/01/48	400,000.000	452,143.150	
SHELL INTERNATIONAL FIN 3.5 11/13/23	250,000.000	266,231.980	
SHERWIN-WILLIAMS CO 3.45 06/01/27	425,000.000	460,601.820	
SHIRE ACQ INV IRELAND DA 2.875 09/23/23	250,000.000	258,082.300	
SHIRE ACQ INV IRELAND DA 3.2 09/23/26	625,000.000	666,275.090	
SIMON PROPERTY 2.0 09/13/24	1,700,000.000	1,716,051.510	
SKY LTD 3.75 09/16/24	350,000.000	381,265.620	
SOUTHERN CAL EDISON 4.2 03/01/29	615,000.000	703,801.950	
SPIRIT REALTY LP 3.4 01/15/30	400,000.000	424,189.120	

SPIRIT REALTY LP 4.0 07/15/29	400,000.000	439,836.970	
STEEL DYNAMICS INC 3.45 04/15/30	470,000.000	496,537.120	
SUNCOR ENERGY INC 6.8 05/15/38	125,000.000	184,537.820	
TARGET CORP 2.9 01/15/22	400,000.000	410,967.800	
TECK RESOURCES LIMITED 6.25 07/15/41	350,000.000	405,019.500	
TELEFONICA EMISIONES SAU 5.52 03/01/49	415,000.000	540,666.240	
TEXAS INSTRUMENTS INC 2.25 09/04/29	300,000.000	304,278.810	
TEXAS INSTRUMENTS INC 2.9 11/03/27	343,000.000	368,052.070	
TIME WARNER CABLE LLC 5.5 09/01/41	340,000.000	396,708.280	
TORONTO-DOMINION BANK 3.25 06/11/21	445,000.000	454,679.120	
TOTAL CAPITAL INTL SA 3.455 02/19/29	100,000.000	111,117.140	
TOTAL CAPITAL SA 3.75 04/10/24	625,000.000	676,401.530	
TOTAL CAPITAL SA 3.883 10/11/28	543,000.000	621,748.370	
TRANSCANADA PIPELINES 7.625 01/15/39	200,000.000	313,769.900	
TWDC ENTERPRISES 18 CORP 2.95 06/15/27	500,000.000	539,635.120	
UBS GROUP FUNDING SWITZE 3.491 05/23/23	800,000.000	827,745.360	
UBS GROUP FUNDING SWITZE 4.125 09/24/25	1,300,000.000	1,438,806.730	
UNION PACIFIC CORP 3.0 04/15/27	400,000.000	426,117.790	
UNION PACIFIC CORP 3.55 08/15/39	300,000.000	330,313.430	
UNITED TECHNOLOGIES CORP 2.3 05/04/22	575,000.000	585,618.220	
UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.125 11/16/28	400,000.000	464,370.280	
UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.625 11/16/48	284,000.000	383,737.470	
UNITEDHEALTH GROUP INC 2.375 08/15/24	235,000.000	241,777.430	
UNITEDHEALTH GROUP INC 3.375 04/15/27	750,000.000	816,679.020	
UNITEDHEALTH GROUP INC 3.85 06/15/28	454,000.000	513,028.830	
US BANCORP 2.35 01/29/21	425,000.000	427,441.650	

VERIZON COMMUNICATIONS 4.125 03/16/27	250,000.000	283,478.680	
VERIZON COMMUNICATIONS 4.5 08/10/33	400,000.000	488,538.740	
VERIZON COMMUNICATIONS 4.862 08/21/46	250,000.000	330,714.220	
VERIZON COMMUNICATIONS 5.5 03/16/47	280,000.000	402,038.050	
VIRGINIA ELECTRIC POWER 4.6 12/01/48	235,000.000	309,339.240	
VISA INC 2.15 09/15/22	425,000.000	431,920.920	
VISA INC 3.15 12/14/25	390,000.000	420,550.720	
VODAFONE GROUP PLC 4.25 09/17/50	150,000.000	168,474.390	
VODAFONE GROUP PLC 4.375 05/30/28	364,000.000	415,985.850	
WAL-MART STORES INC 2.65 12/15/24	600,000.000	629,057.740	
WAL-MART STORES INC 3.4 06/26/23	800,000.000	848,821.520	
WAL-MART STORES INC 4.05 06/29/48	225,000.000	280,236.450	
WALMART INC 4.25 04/15/21	1,200,000.000	1,234,979.290	
WALT DISNEY COMPANY/THE 3.375 11/15/26	300,000.000	328,571.360	
WALT DISNEY COMPANY/THE 3.7 09/15/24	350,000.000	380,243.610	
WASTE MANAGEMENT INC 3.15 11/15/27	505,000.000	543,361.470	
WASTE MANAGEMENT INC 3.9 03/01/35	600,000.000	701,016.170	
WEA FINANCE LLC 3.15 04/05/22	450,000.000	463,238.490	
WELLS FARGO & COMPANY 02/11/31	500,000.000	503,637.630	
WELLS FARGO & COMPANY 10/30/25	475,000.000	482,853.070	
WELLS FARGO & COMPANY 10/30/30	450,000.000	465,077.780	
WELLS FARGO & COMPANY 2.625 07/22/22	400,000.000	407,865.350	
WELLS FARGO & COMPANY 3.069 01/24/23	450,000.000	461,228.450	
WELLS FARGO & COMPANY 3.75 01/24/24	460,000.000	492,287.810	
WELLS FARGO & COMPANY 3.9 05/01/45	300,000.000	355,263.060	
WELLS FARGO BANK NA 2.6 01/15/21	475,000.000	478,829.640	

	WESTERN GAS PARTNERS LP 4.75 08/15/28	199,000.000	207,750.840	
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT 3.1 02/01/25	105,000.000	106,157.660	
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT 4.05 02/01/30	570,000.000	581,354.700	
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT 4.65 07/01/26	170,000.000	180,795.160	
	WILLIAMS COMPANIES INC 4.85 03/01/48	170,000.000	189,976.910	
	WILLIAMS PARTNERS LP 5.1 09/15/45	270,000.000	302,091.780	
	WILLIS NORTH AMERICA INC 2.95 09/15/29	375,000.000	385,941.730	
	WOODSIDE FINANCE LTD 3.7 03/15/28	425,000.000	454,743.160	
	XCEL ENERGY INC 3.5 12/01/49	180,000.000	192,972.600	
	XCEL ENERGY INC 4.0 06/15/28	400,000.000	453,613.600	
アメリカ・ドル 小計		161,655,000.000 (17,929,156,050)	177,405,047.770 (19,675,993,848)	
イギリス・ポンド	BAT INTL FINANCE PLC 7.25 03/12/24	250,000.000	305,922.500	
	INNOGY FINANCE BV 6.25 06/03/30	100,000.000	141,283.000	
	TELEFONICA EMISIONES SAU 5.289 12/09/22	200,000.000	222,926.800	
イギリス・ポンド 小計		550,000.000 (78,820,500)	670,132.300 (96,036,660)	
オーストラリア・ドル	MORGAN STANLEY 5.0 09/30/21	200,000.000	211,602.140	
オーストラリア・ドル 小計		200,000.000 (14,660,000)	211,602.140 (15,510,437)	
ユーロ	ABBOTT IRELAND FINANCING 0.375 11/19/27	500,000.000	506,050.830	
	ABBVIE INC 1.375 05/17/24	325,000.000	341,461.250	
	AMERICAN INTL GROUP 1.875 06/21/27	650,000.000	709,859.800	
	BANCO SANTANDER SA 2.5 03/18/25	400,000.000	436,512.800	
	BANK OF AMERICA CORP 02/07/25	510,000.000	536,125.410	
	BANK OF AMERICA CORP 04/25/28	775,000.000	846,304.880	
	BAYER CAPITAL CORP BV 2.125 12/15/29	200,000.000	226,084.000	
	BNP PARIBAS 01/23/27	800,000.000	881,095.200	

	BNP PARIBAS 2.375 02/17/25	375,000.000	409,602.000	
	BNP PARIBAS 2.75 01/27/26	200,000.000	224,532.600	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP 0.625 12/01/27	500,000.000	504,138.000	
	CHUBB INA HOLDINGS INC 1.4 06/15/31	600,000.000	646,124.760	
	CITIGROUP INC 07/24/26	425,000.000	453,594.000	
	CK HUTCHISON GROUP 1.125 10/17/28	400,000.000	409,163.130	
	COMCAST CORP 0.75 02/20/32	500,000.000	508,359.000	
	CYRUSONE LP/CYRUSONE FIN 1.45 01/22/27	200,000.000	200,530.200	
	DAIMLER AG 0.85 02/28/25	400,000.000	411,960.000	
	DH EUROPE FINANCE 1.8 09/18/49	500,000.000	521,746.500	
	DIGITAL DUTCH FINCO BV 1.5 03/15/30	500,000.000	521,074.000	
	ENEL FINANCE INTL NV 0.375 06/17/27	200,000.000	201,769.980	
	FIDELITY NATL INFO SERV 0.625 12/03/25	300,000.000	305,749.500	
	IBM CORP 0.3 02/11/28	500,000.000	500,876.000	
	MORGAN STANLEY 1.75 01/30/25	260,000.000	280,048.860	
	SKY LTD 2.5 09/15/26	325,000.000	374,845.310	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP 2.15 05/18/30	200,000.000	232,232.700	
	US BANCORP 0.85 06/07/24	800,000.000	830,277.600	
	VONOVIA FINANCE BV 0.75 01/25/22	200,000.000	203,220.000	
	WALMART INC 4.875 09/21/29	250,000.000	361,663.500	
	WPC EUROBOND BV 1.35 04/15/28	225,000.000	230,561.770	
	WPC EUROBOND BV 2.125 04/15/27	100,000.000	108,441.280	
	ユーロ 小計	12,120,000.000 (1,458,399,600)	12,924,004.860 (1,555,145,505)	
社債券 合計		19,481,036,150 (19,481,036,150)	21,342,686,450 (21,342,686,450)	
合計			21,428,775,186 (21,428,775,186)	

（注）

- 1．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	特殊債券 1銘柄	0.40	92.22
	社債券 379銘柄	91.55	
イギリス・ポンド	社債券 3銘柄	0.45	0.45
オーストラリア・ドル	社債券 1銘柄	0.07	0.07
ユーロ	社債券 30銘柄	7.24	7.26

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和2年2月28日現在

資産総額	21,524,102,508円
負債総額	94,255,865円
純資産総額（ - ）	21,429,846,643円
発行済数量	23,145,524,158口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9259円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2020年2月28日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2020年2月28日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年2月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,278,461,917,901
追加型株式投資信託	859	13,545,054,116,096
単位型公社債投資信託	38	103,552,799,629
単位型株式投資信託	180	1,323,787,336,372
合計	1,103	16,250,856,169,998

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、第34期事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第35期中間会計期間（自2019年4月1日至2019年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	49,071,217	41,087,475
金銭の信託	12,083,824	18,773,228
有価証券	-	153,518
未収委託者報酬	11,769,015	12,438,085
未収運用受託報酬	4,574,225	3,295,109
未収投資助言報酬	341,689	327,064
未収収益	59,526	56,925
前払費用	569,431	573,874
その他	427,238	491,914
流動資産計	78,896,169	77,197,195
固定資産		
有形固定資産	1,643,826	1,461,316
建物	1 1,156,953	1 1,096,916
器具備品	1 476,504	1 364,399
建設仮勘定	10,368	-
無形固定資産	1,934,700	2,411,540
ソフトウェア	1,026,319	885,545
ソフトウェア仮勘定	904,389	1,522,040
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	60	23
投資その他の資産	8,270,313	9,269,808
投資有価証券	1,721,433	1,611,931
関係会社株式	3,229,196	4,499,196
長期差入保証金	1,518,725	1,312,328
繰延税金資産	1,699,533	1,748,459
その他	101,425	97,892
固定資産計	11,848,840	13,142,665
資産合計	90,745,010	90,339,861

（単位：千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	-
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	-
運用責任準備積立金	200,000	-
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第33期 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）		第34期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	84,705,447		84,812,585	
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356	
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553	
その他営業収益	117,586		113,622	
営業収益計		105,165,133		102,645,117
営業費用				
支払手数料	37,242,284		36,100,556	
広告宣伝費	379,873		387,028	
公告費	1,485		375	
調査費	23,944,438		24,389,003	
調査費	10,677,166		9,956,757	
委託調査費	13,267,272		14,432,246	
委託計算費	1,073,938		936,075	
営業雑経費	1,215,963		1,254,114	
通信費	48,704		47,007	
印刷費	947,411		978,185	
協会費	64,331		63,558	
諸会費	22,412		22,877	
支払販売手数料	133,104		142,485	
営業費用計		63,857,984		63,067,153
一般管理費				
給料	11,304,873		10,859,354	
役員報酬	189,022		189,198	
給料・手当	9,565,921		9,098,957	
賞与	1,549,929		1,571,197	
交際費	58,863		60,115	
寄付金	5,150		7,255	
旅費交通費	395,605		361,479	
租税公課	625,498		588,172	
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876	
退職給付費用	595,876		521,184	
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667	
福利厚生費	49,797		45,292	
修繕費	4,620		16,247	
賞与引当金繰入額	1,393,911		1,344,466	
役員賞与引当金繰入額	49,986		48,609	
機器リース料	148		130	
事務委託費	3,037,804		3,302,806	
事務用消耗品費	144,804		131,074	
器具備品費	5,253		8,112	
諸経費	149,850		188,367	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212
営業利益		20,724,376		19,992,752

（単位：千円）

	第33期 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）		第34期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	
営業外収益				
受取利息	1,430		1,749	
受取配当金	74,278		73,517	
時効成立分配金・償還金	256		8,582	
為替差益	8,530		-	
投資信託解約益	236,398		-	
投資信託償還益	93,177		-	
受取負担金	-		177,066	
雑収入	10,306		24,919	
時効後支払損引当金戻入額	17,429		19,797	
営業外収益計		441,807		305,633
営業外費用				
為替差損	-		17,542	
投資信託解約損	4,138		-	
投資信託償還損	17,065		-	
金銭の信託運用損	99,303		175,164	
雑損失	-		5,659	
営業外費用計		120,507		198,365
経常利益		21,045,676		20,100,019
特別利益				
固定資産売却益	1		-	
投資有価証券売却益	479,323		353,644	
関係会社株式売却益	1 1,492,680		1 -	
本社移転費用引当金戻入額	138,294		-	
その他特別利益	350		-	
特別利益計		2,110,649		353,644
特別損失				
固定資産除却損	2 36,992		2 19,121	
固定資産売却損	134		-	
退職給付制度終了損	690,899		-	
システム移行損失	76,007		-	
その他特別損失	50		-	
特別損失計		804,083		19,121
税引前当期純利益		22,352,243		20,434,543
法人税、住民税及び事業税		6,951,863		6,386,793
法人税等調整額		249,832		71,767
法人税等合計		6,702,031		6,315,026
当期純利益		15,650,211		14,119,516

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金 の積立						7,100,000			
研究開発 積立金の取崩							300,000		
運用責任準備 積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金 の取崩									6,600,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

（損益計算書関係）

1. 関係会社に対する事項

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
関係会社株式売却益	1,492,680	-

2. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウェア	28,472	17,130
電話加入権	3	-

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類株式				

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式					

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式				

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第33期（2018年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
（2）金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
（3）未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
（4）未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
（5）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
（1）未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

第34期（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
（2）金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
（3）未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
（4）未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
（5）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
（1）未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
非上場株式	272,464	276,764
関係会社株式	3,229,196	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2018年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

第34期（2019年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第33期（2018年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

（注）非上場株式（貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期（2019年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

（注）非上場株式（貸借対照表計上額276,674千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	10,147
退職給付の支払額	111,758	158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,316,796	-
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	-
その他	-	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	1,363,437	-
期待運用収益	17,042	-
事業主からの拠出額	36,672	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,417,152	-
年金資産の期末残高	-	-

（3）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	204,636	150,568
未認識過去勤務費用	312,836	243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	17,042	-
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	-
その他	1,620	3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失(注)	690,899	-

(注) 特別損失に計上しております。

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	300,927	-
退職給付費用	53,156	-
制度への拠出額	35,640	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	-
退職一時金制度改定に伴う振替額	108,189	-
退職給付引当金の期末残高	-	-

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 53,156千円 当事業年度 - 千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	-	138,994
運用受託報酬	-	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額（一括償却資産）	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額（税法上）	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	-
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	281,720	321,067
繰延税金負債合計	281,720	321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- a. 発生したのれん
76,224,837千円
- b. 発生原因
被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
- c. のれんの償却方法及び償却期間
20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

- a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円
- うち現金・預金 11,605,537千円
- うち金銭の信託 11,792,364千円
- b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円
- うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

- a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円
- b. 主要な種類別の内訳
- 顧客関連資産 53,030,000千円
- c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- 顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

(2) 損益計算書項目

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,012,128千円	9,043,138千円
経常利益	9,012,128千円	9,043,138千円
税引前当期純利益	9,012,128千円	9,091,728千円
当期純利益	7,419,617千円	7,489,721千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭	187,243円04銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

（1株当たり情報）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第35期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		37,156,171
金銭の信託		18,742,684
有価証券		997
未収委託者報酬		11,945,046
未収運用受託報酬		3,120,602
未収投資助言報酬		332,118
未収収益		58,808
前払費用		781,218
その他		2,233,840
流動資産計		74,371,488
固定資産		
有形固定資産		1,362,999
建物	1	1,051,855
器具備品	1	311,144
無形固定資産		3,541,152
ソフトウェア		3,323,996
ソフトウェア仮勘定		213,219
電話加入権		3,931
電信電話専用施設利用権		6
投資その他の資産		8,896,987
投資有価証券		958,309
関係会社株式		4,499,196
長期差入保証金		1,307,197
繰延税金資産		2,036,732
その他		95,551
固定資産計		13,801,139
資産合計		88,172,628

（単位：千円）

	第35期中間会計期間末 （2019年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	5,192,317
未払金	5,043,713
未払収益分配金	1,047
未払償還金	48,441
未払手数料	4,707,236
その他未払金	286,987
未払費用	6,512,990
未払法人税等	3,526,134
未払消費税等	516,610
前受収益	40,684
賞与引当金	1,281,617
役員賞与引当金	34,112
流動負債計	22,148,179
固定負債	
退職給付引当金	1,993,829
時効後支払損引当金	169,869
固定負債計	2,163,698
負債合計	24,311,878
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	41,866,681
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	41,743,387
別途積立金	31,680,000
繰越利益剰余金	10,063,387
株主資本計	63,419,638
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	441,111
評価・換算差額等計	441,111
純資産合計	63,860,750
負債・純資産合計	88,172,628

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		42,425,693	
運用受託報酬		7,240,514	
投資助言報酬		601,626	
その他営業収益		57,443	
	営業収益計		50,325,278
営業費用			
支払手数料		17,730,384	
広告宣伝費		125,471	
公告費		125	
調査費		12,182,415	
調査費		4,742,559	
委託調査費		7,439,855	
委託計算費		421,559	
営業雑経費		538,430	
通信費		22,517	
印刷費		410,573	
協会費		34,596	
諸会費		16,711	
支払販売手数料		54,031	
	営業費用計		30,998,386
一般管理費			
給料		4,829,571	
役員報酬		87,372	
給料・手当		4,615,868	
賞与		126,330	
交際費		17,168	
寄付金		6,499	
旅費交通費		165,035	
租税公課		291,415	
不動産賃借料		749,406	
退職給付費用		254,598	
固定資産減価償却費	1	345,421	
福利厚生費		21,538	
修繕費		1,263	
賞与引当金繰入額		1,281,617	
役員賞与引当金繰入額		34,112	
機器リース料		138	
事務委託費		1,700,671	
事務用消耗品費		50,852	
器具備品費		490	
諸経費		100,495	
	一般管理費計		9,850,295
営業利益			9,476,595

（単位：千円）

第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）		
営業外収益		
受取利息	1,075	
受取配当金	11,185	
時効成立分配金・償還金	608	
時効後支払損引当金戻入額	7,743	
投資信託償還益	2,466	
受取負担金	287,268	
雑収入	2,670	
営業外収益計		313,018
営業外費用		
為替差損	9,702	
投資信託償還損	1	
金銭の信託運用損	18,907	
雑損失	104	
営業外費用計		28,716
経常利益		9,760,897
特別利益		
投資有価証券売却益	634,060	
特別利益計		634,060
特別損失		
固定資産除却損	7,444	
特別損失計		7,444
税引前中間純利益		10,387,514
法人税、住民税及び事業税		3,299,452
法人税等調整額		109,246
法人税等合計		3,190,205
中間純利益		7,197,308

（３）中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079
当中間期変動額							
剰余金の配当							11,280,000
中間純利益							7,197,308
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	4,082,691
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	10,063,387

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085
当中間期変動額					
剰余金の配当	11,280,000	11,280,000			11,280,000
中間純利益	7,197,308	7,197,308			7,197,308
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)			405,643	405,643	405,643
当中間期変動額 合計	4,082,691	4,082,691	405,643	405,643	4,488,335
当中間期末残高	41,866,681	63,419,638	441,111	441,111	63,860,750

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ... 6～18年 器具備品 ... 2～20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第35期中間会計期間末 （2019年9月30日現在）		
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物	...	274,959千円
	器具備品	...	965,214千円

（中間損益計算書関係）

項目	第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）		
1.減価償却実施額	有形固定資産	...	97,348千円
	無形固定資産	...	248,073千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	37,156,171	37,156,171	-
(2) 金銭の信託	18,742,684	18,742,684	-
(3) 未収委託者報酬	11,945,046	11,945,046	-
(4) 未収運用受託報酬	3,120,602	3,120,602	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	699,937	699,937	-
資産計	71,664,441	71,664,441	-
(1) 未払手数料	4,707,236	4,707,236	-
負債計	4,707,236	4,707,236	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	259,369
関係会社株式	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間末
(2019年9月30日現在)

1. 子会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額4,499,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	691,010	58,146	632,863
投資信託	5,937	3,000	2,937
小計	696,947	61,146	635,800
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,990	3,000	9
小計	2,990	3,000	9
合計	699,937	64,146	635,791

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2019年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	99,557,407千円
資産合計	99,557,407千円
流動負債	- 千円
固定負債	9,515,195千円
負債合計	9,515,195千円
純資産	90,042,211千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額64,791,112千円及び顧客関連資産の金額37,384,808千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,477,219千円
経常利益	4,477,219千円
税引前中間純利益	4,551,164千円
中間純利益	3,763,741千円
1株当たり中間純利益	94,093円53銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,574,777千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

（１）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,596,518円75銭
1株当たり中間純利益金額	179,932円71銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純利益金額	7,197,308千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,197,308千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2019年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額：2019年3月末日現在

(3) 投資顧問会社

名 称	メロン・インベストメンツ・コーポレーション（ ）
資本金の額	非公開
事業の内容	有価証券等にかかる投資運用業務を営んでいます。

() なお、親会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2019年12月末日現在の資本金の額は、31,071百万米ドルとなっています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部（有価証券等の運用の指図に関する権限）の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 9月 4日	臨時報告書
2019年11月22日	有価証券届出書
2019年11月22日	有価証券報告書
2019年12月 6日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原 尚	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年4月3日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国投資適格債券ファンド（為替ヘッジあり）の令和1年8月23日から令和2年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国投資適格債券ファンド（為替ヘッジあり）の令和2年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 敬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

（注1）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。